

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 2 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時		令和 7 年 8 月 1 日（金）14 時 55 分～15 時 41 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（4 名）	川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（5 名）	海蔵伸一 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（5 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎 本坊一浩 柳田由美（敬称略）
	事務局（4 名）	永野労働局長 藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 令和 7 年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について 2 令和 7 年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について （1）自動車（新車）小売業 （2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 3 令和 7 年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について 4 令和 7 年度運営小委員会に参加する関係労使について 5 その他	
配付資料	1 （欠番） 2 令和 7 年度産業別最低賃金の改定に関する申出書 ① 自動車（新車）小売業 ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 3 就業形態別労働者一人平均 1 時間当たり賃金（鹿児島県） 4 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移 5 最低賃金額と生活保護費の比較（令和 7 年度） 6 令和 7 年最低賃金に関する基礎調査結果 ① 最低賃金引上額・率と影響率の関係表（労働者数復元）・総括表 ② 最低賃金引上額・率と影響率の関係表（事業所数復元）・総括表 7 第 4 回目安に関する小委員会配布資料 8 月例経済報告（令和 7 年 7 月・内閣府） 9 鹿児島県内経済情勢報告（令和 7 年 7 月 鹿児島財務事務所） 10 全国企業短期経済観測調査結果（令和 7 年 7 月 日銀鹿児島支店） 11 経済・物価情勢の展望（令和 7 年 7 月、日本銀行） 12 第 5 回目安に関する小委員会配布資料 審議会進行時の配付資料 ・鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写） ・鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）	

○ 小城賃金室長

それでは、定刻 5 分前ではございますが、令和 7 年度第 2 回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠に忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

初めに、お手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。青色のインデックス、資料 1 が欠番、2 番から 12 番のものが今回の資料となっております。また、本審のみの委員の皆様には、7 月 28 日開催の第 1 回県最賃専門部会の資料も配付させていただいておりますので、ご確認をお願いします。

毎度のお願いになりますが、事務局による正確な議事録の作成のため、進行役を除きまして、ご発言いただく前には必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いします。また、マイク同士の干渉を避けるため、発言の都度、マイクのオン・オフを行っていただくようご協力をお願いします。

それでは、これからの進行につきましては、川口会長をお願いいたします。

○ 川口会長

皆さん、こんにちは。ただ今から令和 7 年度第 2 回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本審議会の成立及び会議の公開について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、ここから先は座らせて説明させていただきます。

最低賃金審議会令第 5 条第 2 項によりますと、審議会は、委員の 3 分の 2 以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないと規定されております。

本日は委員の 3 分の 2 以上となる 14 名の委員に出席していただき、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局にて会議開催の通知を行いましたところ、6 名の傍聴の希望と報道機関 2 社から取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

報告のとおり、本審議会は有効に成立していますので、これから審議を開始したいと思います。

ただ今、事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材を希望される方々がいらっ

しゃいます。

審議会の公開につきましては、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする規定されており、7月16日開催の第1回本審において、傍聴、取材及び会議資料の配付を認めることとしているところです。

事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させて、会議資料の配付をお願いいたします。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

○ 川口会長

それでは、議題に入りたいと思います。

本日の議題はお手元の資料の1番から5番までありますので、順次、審議していきたいと考えております。

まず、1番目の議題として、令和7年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達についてについて、藤原基準部長から説明をお願いいたします。

○ 藤原労働基準部長

基準部長の藤原でございます。目安額についての説明をさせていただきます。

本年度の中央最低賃金審議会における目安審議につきましては、7月11日に厚生労働大臣から目安審議の諮問が行われ、目安に関する小委員会が7月11日、22日、24日、29日、31日と5回行われており、本日、第6回目が11時から開催されているところであり、いまだに結論が出たとの情報はございません。

従いまして、本日の審議会において目安額の伝達ができないといったところでございます。

目安答申の伝達につきましては、目安答申が出次第、伝達を行う必要がございますが、答申が現時点でいつ出されるのか判然としないところですので、別途、本審を行う日程調整も困難な状況でございます。

つきましては、本年度の目安答申の伝達は、目安答申がなされ次第、直ちに電子メール等にて各委員宛て通知させていただき、説明につきましては目安答申が示された後の県最賃の専門部会において行わせていただき、専門部会委員以外の皆様にはメール等にて説明を行わせていただきたいと事務局では考えているところでございます。

これについてご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、藤原基準部長よりご説明がございました。中賃の現在の審議状況、そして今回の目安伝達についての事務局としての考えについて説明がございました。

委員の皆様方、何かご質問、ご意見等ございませんか。

○ 松枝委員

公益の松枝です。

事務局に確認をさせていただきたいのですが、今後、目安が出た場合に、県最賃専門部会の方々には次回の県最賃専門部会において説明をしていただくと。それ以外の委員につきましては金額以外の説明の部分については電子メール等でご説明いただくという、そういう理解でよろしいですか。

○ 藤原労働基準部長

そのとおりでございます。

○ 松枝委員

分かりました。

従来、例えば、中央からのビデオメッセージ等あったかと思いますが、その場合はどのような形で最賃専門部会以外の委員の皆様に伝達していただけますでしょうか。

○ 藤原労働基準部長

メッセージについてなんですが、非常に容量が大きいというところがございます、Teamsとかそういったところで、電子会議というような形でそちらのほうに掲示しておきますので、掲示したときにご覧いただければというふうに考えております。

○ 松枝委員

ありがとうございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

他にはございませんか。よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口会長

それでは、続きまして、本日の配付資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、本日の資料についてご説明させていただきます。

資料2については、後ほど二石補佐から説明いたします。

資料3は、就業形態別労働者一人平均1時間当たり賃金を取りまとめたものとなります。毎月勤労統計調査の地方調査の規模5人以上を基に、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に、1時間当たりの賃金とその前年同月比を取りまとめたものに

なります。

中段の一般労働者と下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ賃金構造基本統計調査の5から9人の規模から男女別に1時間当たりの賃金も記載しております。

資料4は、毎年2月を中心に最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますが、その結果を取りまとめたものでございます。

資料5は、最低賃金額と生活保護費の比較の令和7年度版になりますが、これは、平成29年度から厚生労働省が一括して作成しているものです。

鹿児島県の生活保護費が92,467円、令和5年度の最低賃金額の897円に基づいて算出した賃金の手取額は125,810円、令和6年度の最低賃金額の953円に基づいて算出した賃金の手取額は133,665円となっており、いずれの年度も最低賃金額に基づいて算出した手取額の方が生活保護費を上回っております。

なお、令和7年度第1回県最賃専門部会の資料6②に第2回目安小委員会資料、生活保護と最低賃金として全国の資料がありますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、資料6につきましてご説明いたします。

この資料は、最低賃金に関する実態調査のうち、鹿児島労働局が実施主体となり実施しました今年の基礎調査の結果でございます。7月30日現在で利用可能な全てのデータを基に、すべて1円ピッチで分析したものになります。資料6の①が労働者数で復元した結果で、②が事業所数で復元した結果になります。

労働者数復元、事業所数復元、いずれの場合であっても最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表は、2枚目以降の全労働者の総括表を基に作成したものであります。

また、最低賃金額・率と影響率の関係表は、引上げ額に対応した引上げ後の最低賃金額と引上げ率、そして影響率の関係をまとめたものとなっております。

総括表には、全労働者の総括表のほかに、一般労働者のみの総括表とパート労働者のみの総括表をおつけしております。

今年の未満率は、労働者数復元で2.05%、事業所数復元で2.03%となっております。

資料7及び12には、第4回及び第5回の目安に関する小委員会において配付された資料で、第1回本審における資料の赤色のインデックス資料1の14の③及び14の④にお付けしております資料の更新部分になります。

資料5から11には最新の経済情勢等の参考資料をお付けしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がございました。

委員の皆さん、ご質問等ございませんか。よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口会長

それでは、2 番目の議題となります。

令和 7 年度産業別最低賃金改正に関する申出等についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

産業別最低賃金の改正等につきまして、ご説明をいたします。

産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使等から、最賃法第 15 条第 1 項に基づく改正等の申出を受けて、審議に入るという形になっております。

鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。以下、電気関係製造業と言わせていただきます。これが 1 つと、2 つ目が、百貨店、総合スーパー、3 つ目が、自動車（新車）小売業。この 3 種類について決定されております。

本年度におきましては、電気関係製造業と自動車（新車）小売業については、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の申出をそれぞれの労働団体から受けております。

百貨店、総合スーパーにつきましては、本年度、意向表明がございませんでした。

申出の状況につきましては、青色のインデックスがついている資料 2 ①と資料 2 ②のとおりでございます。

資料 2 ①は自動車（新車）小売業の申出書です。7 月 23 日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より申出書の提出があり、同日受理しております。

資料 2 ②は電気関係製造業の申出書です。7 月 23 日、京セラ労働組合川内支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイス S U N X 九州労働組合より申出書の提出があり、同日受理しております。

これらの申出書の内容を審査いたしました。

それぞれの申出書の申し出の理由欄に記載されております使用される労働者数は、事務局がそれぞれの産業別に適用される基幹的労働者数を算定し、関係労使団体宛てに通知した労働者数です。

労働協約適用の労働者数の割合は、自動車（新車）小売業は 60.9%、電気関係製造業は 60.36%となっております。

改正の申出の要件であります産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数が概ね 3 分の 1 以上であることを満たしており、申出書として問題はないものと思われま。

以上で、産業別最低賃金の改正に関する申出書等についての説明を終わります。

○ 川口会長

ありがとうございました。

産別最賃については、自動車（新車）小売業、電気機械器具等製造業関係から改正の申出がなされ、申出の要件を満たしているということでしたが、ただ今の説明に関して、委員の

方々、何かご質問等ございますか。よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口会長

それでは、自動車（新車）小売業と電気機械器具等製造関係の二つの産別最賃の改正申出につきましては、これでよろしいということでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

それでは、産業別最低賃金の審議に関する今後の大まかなスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

産業別最低賃金に関する今後のスケジュールを説明いたします。

本日、この後、永野労働局長から、改正の必要性の有無についての調査審議をお願いするという諮問をさせていただきます。

この諮問を受けて、既に第1回本審で開催日時等のご了解をいただいております、8月28日と29日に予定している運営小委員会で、まず、産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査審議をしていただくことになります。

運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度協議会によれば、全会一致の決議に至るよう努力するものとしてされており、十分に審議を尽くしていただくために、今年度も複数回の日程を確保しているところでございます。

運営小委員会において全会一致で改正の必要性ありとの結論に至った場合は、その後に本審を開催して、運営小委員会から調査審議の必要性に関する報告を受け、本審で答申をいただくことになります。これは、産業別最低賃金の専門部会とは異なり、運営小委員会には最低賃金審議会令第6条第5項の適用が無く、運営小委員会で結論が得られた場合は必ず本審に審議結果を報告しなければならないとされているからです。

例年の流れに当てはめると、運営小委員会の後、8月下旬から9月上旬に開催予定の第4回本審において運営小委員会の報告を受けて、答申をいただいております。8月28日、29日の運営小委員会で結論が出なかった産業別最低賃金につきましては、3回目の運営小委員会を開催し、引き続き御審議いただくことになりますが、第4回本審までに結論に至らなかった場合には、結論が出た後に第5回本審を開催して運営小委員会の報告を受けていただくことになります。その後、本審において産業別最低賃金改正の諮問をさせていただいた後、産業別最低賃金専門部会の委員の公示を経て、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いすることになります。

産業別最低賃金の発効につきましては、基本的には年内発効を目標としていることから、

今年の産別最賃につきましては 10 月上旬頃より専門部会を開催していくことを考えております。

前回の第 1 回本審で、運営小委員会は、1 回目が 8 月 28 日 10 時から鹿児島合同庁舎第 2 会議室で、2 回目が 8 月 29 日 14 時から同じく鹿児島合同庁舎 2 階会議室、この会場でございます。それぞれにて開催するという日程だけは決定しておりますが、労使関係、オブザーバー、これの人数、選出方法等が決定しておりませんので、この後にご審議をお願いしたいと思います。

以上で、産業別最低賃金に関する今後のスケジュールについての説明を終わります。

○ 川口会長

ありがとうございました。

事務局から産業別最低賃金に関する今後のスケジュール等について説明がございましたが、委員の方々からご質問、ご意見等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口会長

このようなスケジュールでよろしいですね。

(異議なし)

○ 川口会長

ありがとうございます。

それでは 3 番目の議題となりますが、ただ今の申出に基づいて、令和 7 年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問を永野労働局長にお願いいたします。

〈事務局：諮問文（写し）を配布〉

○ 永野労働局長

それでは、私の方から諮問させていただきます。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島労働局長、永野和則。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問。

令和 7 年 7 月 23 日付をもって、申出代表者自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会議長中原潤から最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島労働局長、永野和則。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問。

令和7年7月23日付をもって、申出代表者京セラ労働組合川内支部支部長中村憲志、大口電子労働組合執行委員長下小藺祐一及びパナソニックデバイスSUNX九州労働組合執行委員長喜禎洋平から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。。

よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

ただ今、永野労働局長から各産業別最賃の改正の必要性の諮問を受けましたので、本日の議題の4番目、令和7年度運営小委員会に参加する関係労使についてを議題として審議したいと思います。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

産業別最低賃金に関しましては、まず、運営小委員会を開催して改正の必要性の審議を行っていただくわけですが、この運営小委員会では関係労使をオブザーバーとしてご意見などを聞いております。

まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。

第1回本審なんですが、資料をご覧ください。赤色のインデックス、資料2とある中の⑤中央最低審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について、第1回本審の資料でございます。その中の記の2の部分です。

産業別最低賃金の必要性の有無に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行くと定められております。

また、資料2の③鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領の中の3の2において、関係労使の人数は同数とすると定められております。

これらを踏まえ、平成15年から関係労使が参加した運営小委員会が開催されております。

本日、委員の皆様にご審議していただきたい事項が3点ございます。

1つ目は関係労使を各何名ずつにするか、2点目は選任方法はどのようにするか、3点目はいつまでに選任するかという事項です。

関係労使を何名ずつにするかについて少し説明を申し上げます。

毎年、2つの産業別最低賃金とも各労使1名ずつとし、いずれかの参加がなくても、例えば、労側だけとか使側だけとかそういった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れるということで合意がなされております。

これらを踏まえますと、今年も関係労使の人数を産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議をするか、あるいは受け入れないかという点についてもあらかじめお決めいただきましたら、今後スムーズに運営できると思われしますので、よろしくお願いいたします。

選任方法ですが、これまでは労使の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続は、事務局宛てに任意の様式で、該当する産別の件名、関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記載していただいたものをメール等で提出していただきました。

今年も同様の選任方法でよろしいかご確認いただきたいと思います。なお、様式は任意ですが、事務局では参考の推薦様式を準備いたしております。

推薦の時期については、タイトで申し訳ございませんが、8月8日金曜日までをお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○ 川口会長

ありがとうございました。

関係労使の選任について、ただ今、事務局から説明がありました。

1つ目が関係労使の人数を各何名にするか、また、万一参加できなかった場合の運営小委員会での結論の取扱いをどうするか。

2点目が選任方法についてです。

そして、3点目が、あらためて、第1回運営小委員会を8月28日木曜日10時から、第2回運営小委員会を8月29日金曜日14時から開催し、関係労使の推薦期限を8月8日金曜日までにしたいというご提案がありましたので、順次、1つずつ審議していきたいと思いますが、その前にご質問等はございませんか。

(質問等なし)

○ 川口会長

それでは、1つずつ審議に入りたいと思います。

まず、関係労使の人数等に関してですが、関係労使の人数を産別ごとに何人ずつにするかということです。

それから、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、本審では運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、それとも受け入れられないかという点について、各側ご意見を伺いたいと思います。

労側、使側、それぞれご意見いかがでしょうか。

○ 白石委員

労働者側、白石です。

人数につきましては、特賃のほう、2つございます。

自動車の方は例年どおりでお願いいたします。

電気の方は、電気部門の方から1名増やして2名で意見供述をというようなことをお伺いしておりますので、できましたら2名でできないかなということでお願いしたいと思います。

○ 川口会長

ありがとうございました。

使側はいかがですか。

○ 濱上委員

県最賃との関係もあるものですから、特定最賃の額というのが、まだ目安も出てない段階、原則を言えば、何とも言えないと思うのですけれども、このような形で、今、諮問もされましたので、それには誠実にお答えしたいと思います。

まず、自動車の方は例年どおりということで、考えております。

それから、電子部品につきましては、去年と同等の扱いをしたいということでございましたので、例年同様ということで、1人については今のところ予定をしております。

あと1人については、急な話ということで、できれば1人かなと思いますが、どうしてもということであればお声がけはしてみますけれども、ご参加いただけるかどうかというのはまだ分からない状況です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、人数に関しましては、労側が電気機械器具の方が2名ということですよ。

それに対して使用者側は、その2名に関しては、可能ですか。

○ 濱上委員

私も基本的には例年と同じ流れかなというふうに思っておりましたので、1名ずつかなと。ただ、今年は2名にということでございますので、それを無下にお断りもできないと思うんですけれども、やはりどうしても要望とか訴えたいということにつきましては積極的にご参加されたいという気持ちはおありかと思うんですけれども、どうしても受ける側ということで言えば、なかなか皆さん非常に参加しづらいのかなと。

意見を言いにくいのかなと。とはいえ、やはり例年どおり参加してくださいというようなことで、お一方については一応予定はしておるのですけれども、もう1名につきましてはどうしようかということで、正直悩んでおりますが、お声はかけてはみますけれども、逆にこの日程が28、29日ということで固定されておりますので、しかも今月の話ですので、そこ辺りがちょっと何とも、今、確約はできませんということです。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今のように労側は一応2名、使用者側も基本的には2名でも可能というか、積極的にその人数にお声かけをしてみるということでございます。

事務局、結果として2名、1名でもよろしいんですかね、これは。

○ 小城賃金室長

一応、ここの場で人数として合わせていただく必要がございます。

同数ということが規定されておりますので、2名なら2名と、1名なら1名ということを決めていただかないと、その中で参加できなかった場合というふうな話を先ほどもさせていただいているところでございますので、よろしくお願いします。

○ 川口会長

ということですので、使側に関しては一応2名ということで決めてよろしいですか。

(異議なし)

○ 川口会長

ありがとうございます。

であれば、電気機械器具等製造業に関しては労使2名ずつ、そして、自動車（新車）小売業関係については労使各1名ずつということで人数を確定させていただきたいと思います。

それともう一点。あと、参加についてですけど、可能な範囲で参加していただき、万一参加できなくても、本審では運小での結論を受け入れて審議することにするということによろしいですか、労側。使側もそれでよろしいですかね。

(異議なし)

○ 川口会長

了解しました。

続きまして、選任方法についてお諮りします。

昨年同様、各側から推薦していただくこととし、事務局宛てに任意の様式に該当する産別の件名、関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記載し、推薦していただくことにしております。そういった内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

ありがとうございます。お互い、よろしいですね。

(異議なし)

○ 川口会長

ありがとうございます。

最後の論点であります。関係労使の推薦期限は8月8日金曜日までとし、第1回運営小委員会を8月28日木曜日10時から、第2回運営小委員会を8月29日金曜日14時からそれぞれ開催することとなっております。

ということで、委員の方々は日程の確保をよろしくお願いしたいということです。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

ということで、最後の議題5のその他になります。

事務局からその他に関して何かご説明、ご報告ございますか。

○ 小城賃金室長

第1回本審で、第3回本審につきましては、早期発効のため、専門部会が結審した同じ日に開催させていただきたいことをお願いしております。

現在、目安のほうが表示されないという状況ではございますが、今後の専門部会は8月の5、8月の8、19、21と4回分設定しております。専門部会で結審の可能性がある8月8日以降につきましては、本審のみの委員の皆様には各専門部会終了後、すぐに事務局から携帯電話やメールなどでその日の本審開催の有無を連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

また、専門部会終了後、会場等を整えた後に本審を開催するといった流れになりますもので、審議の進行によりましては若干お待ちいただくといったことも生じるかと思えます。その辺どうぞよろしくご了解いただけたらというふうに思っております。

私から以上になります。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明に関しまして、労使の委員の皆さん、何かご質問等ございますか。

(質問等なし)

○ 川口会長

他には何かご意見、ご質問等ございませんか。

公益の方から何かございませんか。

○ 松枝会長代理

公益、松枝です。

事務局にご確認したいのですが、先ほど専門部会の日程は8月5日火曜日とございましたが、今、中賃の目安が遅れている状況で、仮に8月5日までに目安が出ないという可能性もゼロではないと思っております。

そのような場合におきましても8月5日は予定どおり開催されるという理解でよろしゅうございますか。

○ 小城賃金室長

そのようにお願いしたいと思っております。

○ 松枝会長代理

ありがとうございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

他には、その他のご意見、ご質問等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口会長

無いようですので、これで締め切らせていただきます。

他にご意見が無いようです。最後に議事録の確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側が濱上委員にお願いいたします。

それでは、これをもちまして予定しておりました全ての議題を審議終了いたしましたので、本日の審議会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。